

第十六回 参議院厚生委員会會議録第三十二号

昭和二十八年八月十日(月曜日)午前十四時四十二分開会

委員の異動

八月八日委員江田三郎君辞任につき、その補欠として竹中勝男君を議長において指名した。

本日委員竹中勝男君、大谷盛清君、神原亨君、廣瀬久忠君及び山下義信君辞任につき、その補欠として阿賀根登君、田中啓一君、御木亨弘君、中山福藏君及び加藤シヅエ君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 堂森 芳夫君
理事 藤原 道子君
委員 御木 亨弘君
高野 一夫君
田中 啓一君
中山 福藏君
西岡 一夫君
横山 フク君
中山 福藏君
林 丁君
阿賀根 登君
湯山 勇君
加藤シヅエ君
有馬 英二君

政府委員
厚生政務次官 中山 マサ君
厚生省保険局長 久下 勝次君
事務局側
常任委員 草間 弘司君
会専門員

常任委員 多田 仁巳君
会専門員

本日の會議に付した事件

○社会保険審査官及び社会保険審査会
法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(堂森芳夫君) 只今から厚生委員会を開会いたします。

○中山福藏君 私はこの際質疑を打ち切り、討論を省略して、直ちに採決せられんことを動議を提出いたします。(賛成)

「無来です」委員長「委員長」余計なことを言わないで下さい」と呼ぶ者あり
○藤原道子君「私のほうが早いです。」と述べ
○委員長(堂森芳夫君) 藤原さん、何の御発言でございますか。
○藤原道子君 過日、まだ質疑は継続中でございましたが、それはすでに中山委員も御承知の通りであります。私どもはこの重大なる法案を、多数で押切つて質疑を打ち切りとするようになつておりました。丁承するわけに参りません。大事な法案であるが故に、もつと審議を尽くさんことを要望いたします。

○高野一夫君 私は只今の中山委員の動議に賛成いたしております。
○湯山勇君 私の質問に対する答弁はまだ尽されていません。いろいろ質問した中で質問に対する一つの誤解がありましたので、その誤解はこうだと言つて一部分のことについての答弁しなかつたわけなんです。その答弁がここからあつてあいうふうになつて発

展しましたけれども、他の面に対する答弁は残つておる、こういう状態で質疑の打ち切りができるかどうか、委員長どうお考えになりますか。

○委員長(堂森芳夫君) 只今湯山委員からの御発言であります、中山委員からの質疑打ち切り動議が出ておりました。この処理を如何いたそうかと、こ

ういうふうにして私考しておるわけですが、質疑はまあこれで一回、二日間、何回か話し合ひで、これで質疑が打ち切れるものなら打ち切る、或いはどうするということができるのじやないかと、こ

ういうふうにして考へております。ちよつと速記をとめて下さい。

午前十四時四十五分速記中止

午前十一時八分速記開始

○委員長(堂森芳夫君) 速記を始め

五分間休憩いたします。

午前十一時九分休憩

午前十一時三十三分開会

○委員長(堂森芳夫君) 休憩前に引続

きまして委員会を再開いたします。

○湯山勇君 今いろいろお話があつたので、結局質疑、討論打ち切りという

て、結局質疑、討論打ち切りという

なことがなされるような情勢にあるわけ

です。そこで私はそのことを決定する

に當つて、こ

たいということを含めて議事進行の意見を述べたいと思つてます。

この厚生委員会が随分長い間審議を尽したといふことを与党の皆さんおつしやいますけれども、実は本法律案は、この印刷物について御覧頂きまし

ても、これだけ大部のものです。こ

う大部のものでありながら、これに要した審議の時間というものは實際は非

常に少く、非常に多くの時間を費や

したのである。予防法案の審議がなぜあ

のように長引いたかといふことを簡単

に申し上げますと、全く厚生省当局の、大臣を含めて、やり方が悪かつたため

いと私は思う。と申しますのは、例え

ば政務次官は、私が政府委員室へ行つて、親父が、親父といふ言葉は悪い

かも知れませんが、父親が飯を食わすな

といつたときに、母親が食わすとい

うようなこともあるじやないかとい

ことを申したら、宮崎次官は、そ

ういふことはいふ、こ

ういふことはいふ、こ

る腹案をここで述べて見ないか、そういう腹案が述べられればそれを中心にして質疑を展開して行けばもつと問題は展開して行くのじやないか、こういうようなお話がありましたので、私は、それではその申出に從つて具体的な問題について進めて参りましょうということでも引受けて、で、昨日の委員会におきましては、午後はそういう問題について質問することに移つたわけですから運営面等についての質問は全く殆んどいつてもいいくらいに検討されてないのです。更に又この問題について残されておるのは、現在いろいろの審査会で三者構成をなしておるものが随分たくさんございます。その三者構成をして委員会にはそれぞれ意味がありまして、成るほど能率を上げるという点から言へば、その三者構成が不自由なものもたくさんあるわけですが、併しその三者構成をただ運営に不便だからということとで変えていかどうか、こういうことでその構成を崩すということは、他の三者構成の機関にどういう影響を与えるかというやうな問題につきましては、労働委員会或いはその他厚生省の統轄しておるものにもそういうものがあります、そういう他の委員会との関連も多分にあると思ひます。併しそういうことについての質問も全然なされてないから、そのことが他の委員会にどう関連を持つかというやうな点についての検討は、これは局長も御判断になつていいと思ひますが、全然なされてないのです。更に又こういう大きな機関を政府が設置するということになれば、当然内閣委員会との関係もござります。単に一事務官を雇

入れるとか、そういう問題ではなくて、少くとも大臣級の人を持つて来てそういう機構を作つて行こうという段階において、一厚生委員会が十分な、そういう点について検討をしないことは勿論だが、それに関する他の機関とのつまり内閣委員会との合同審査というやうな面は全くなされてないのです。こういうことを全く無視いたしまして、而も委員会自体の運営から考えまして、局長やその他のかたはすでに質問は終了した、あとは見解の相違だとおつしやいますけれども、若しその御判断になるのであれば、当然一昨日の二時三十分、まだ早いですから、昼飯も食わないでそこまでやつた委員会ですから、その時にそういうことを納得するように御説明になつて御決定になれば問題は無い。併しその時には質問が残つておるといふ状態において散会したはずで、それを今そのやうな状態を無視して、そういう過去の一切の行きがかり、どういふ点についての質問が残されてるか、そしてこの法案がどのように大きい法案であるか、量的にも質的にも大きい問題を含んだ法案であるかというやうなことを無視して、そして政府の怠慢、厚生省当局の怠慢、無責任、そういうことのしわ寄せがこの委員会に來ている、そういうことを無視して厚生当局も極めて誠意のない答弁をし、そしてそれによつてもかまか質疑を打切つて、而も討論までもそれによつてやらないやうにしようというやうなことは、私は余りにもこれはやり方がひど過ぎるのではないか。

○委員長(豊森芳夫君) 湯山委員に御注意申し上げます。議事進行についての御発言でございますから、そのような線でお願ひ申し上げます。

○湯山委員 私は今の議事進行の動議に対して意見を述べ、そしてそれに対してなお議事進行に関する意見を述べたいと思ひますので、これは簡単に反対とか賛成とかいふ問題ではなくて、特に今日あの問題を主張された委員のかたは二人とも新しい方です。そして他の党派から出ておられる委員のかたも四人まで新しいかただけですから、それから新しいかたに慎重にこの採決に加わつて頂くためには、私は経過をかなり詳細に申上げて御判断願ひが必要があると思ひます。(「詳細に一つ願ひます」と呼ぶ者あり)そのことをただ簡単にこれはあだとかこうだとか言うのではなくて、判断を正確にして頂くための資料を提供するということが議事進行の際の最も重要な役目だと思ひますので、一つ御承願したいと思ひます。

そういう段階を通過して参つております。そういうことをお考え頂いたならば、この問題に対して成るほど質疑については或いは私と見解の相違だと言ひ、そして局長がなおあのような過程であるにもかかわらずそういうふうな一方的におつしやるのならば、これについては委員長が速記録を調べるといふことを御確約願ひな限りに、この場口だけでは結局水掛論になりますから、質疑の打ち切りということにつきましてはこれは或いは止むを得ないと思ひます。併しながら討論をもこれに併せて打切つてということについては(「そんなことは承知してないよ、私は聞いてないよ」と呼ぶ者あり)動議としてはそうだったですね。(「そう

です」と呼ぶ者あり)そういう動議をお出しになるといふことについては、私は非常に大きな問題があると思ひます。それは恐らくこの問題に關しては予算が組まれていない關係もありますから、全国の医師会のかた々もこれについて非常に疑問を持つておられます。私は正式な機関についてお聞きしたことはありませんけれども、政府がこういうふうなことで予算の少いことで審査を厳重にするというところによつて、結局これは医師の生活への圧迫になつて来るのだというやうな観点に立つてこれに反対しておられることを知つておるのです。このことを詳しく申上げますれば、恐らくすべての医師のかたは反対をなさると思ひます。なお又社会保障制度審議会の答申につきましても局長はあいつうにこれは三者構成をこわすから考慮せよといふことについては、これは考慮せよといふことは認めておるのと未だ會つてない独自の解釈をしておられる。こういうことをもつと突き進んで討論をしななければ、一体初めて來られたかたは何をもつとして採決に参加することとおできになるでしょうか。社会党第二總室の加藤委員も阿貝根委員も、中山委員も、それから自由党のお二人の委員のかたも、つまり五人の新しい委員のかたを加えて、その新しい委員のかたが現在までの審議の経過を御存じにならなかつた、ただ採決だけに参加する、こういうことが果して委員会の民主的な運営になるかどうか、委員長はこういう事態を、委員長はこれだけの構成の委員の中で、本委員会に初めて出られたかたが五名ある、その五名のかたが少くとも恐らく十分にこの法案は見られたこともないと思ひます。失礼な言い方ですが、而も現在までの短い時間の質疑でこの問題点なのか、或いはこれについてどういふことが質疑応答されたか、そういうことを御存じないでどうして採決に参加することが出来るか、これは委員長の責任において、委員会の構成がこうなつたというところは委員長の責任においてそれに対処する新たな方法をお考えになる責任が私は厚生委員会としてあると思ひます。(「そうだ」と呼ぶ者あり)これをしも強引に討論を省いて採決に持ち込もうとするやうな動議が出た場合には、私は委員長はその職を賭してでもかような不合理な採決はできないといふことを断乎としてやるだけの決意が国会の委員長としてやる責任がある。やるべき義務である、言い過ぎかも知れませんが、私はそう思ひます。にもかかわらず委員長は只今の動議は動議として成立しておるといふやうなことを一応懸念会ではあるけれどもおつしやつた。このことは私は委員長が余りにも形式的な運営に囚われて委員会の実質的な審議、そういうものを無視しておられるのではないかと思ひます。若し私の言うことに誤りありとお考えになるならば、委員長みづから五人の新しい委員のかたに問題点になつておるところ並びにそれについてどのような見解が下されるということに當つて質して頂きたい、そして成るほど形式的には五人のかたは正式な手続をして出られた委員でありますけれども、実質的にこの採決に参加でき

ことから、又その新しい委員にいろいろの字から教えてやらなければならぬ、ないということでございます。したては、誠にほかの委員のかたへにとては御迷惑でございます。私は必しもそういう意味で私にも、もう一度わかるような時間を与えて下さい。うことは申上げられないのでございます。ただ私が外部から参りましてここで一言発言させて頂きたいことは、私が厚生委員会におりませんでも、この厚生委員会でご取上げられますところの問題は、多くこれは政党政派を超越いたしておりますところの、大衆の福祉ということに直接関連の深い事柄ばかりをここでご取扱ひになつていらつしやるのでございます。従ひまして厚生委員会でもいやくも何か事柄が審議されましたときには、飽くまでも自分の党派というようなのは先ず超越いたしまして、そうして超党派的な考え方、発言というようものがここでなされなくてはならないと思うのであります。こういうような意味におきましてややもすれば皆様方が余りにもお忙しくて、余りにも御熱心であつた余りに、ややもすればその発言の中に感情的なものが含まれているようなこともあつたのではないかというようなことも、私ちよつと察知いたしました。これは大変残念なことだと思つたのでございます。それでどういうようなことをもう一度取上げて、この大事な法案でございますから、もう一度ここで新しく御審議をなさつて頂きたいということを私はお願いいたします。そうして更に私がもう一度お願いをいたしたいのは、この法案は大変に重要な法案でございます。本来ならもう

か。
○政府委員（久下勝次君） 予算は成立いたしました。○加藤シヅエ君 それはどういうわけなんですか。法案が成立しているうちに予算措置ができておるといふことはどういふわけでしょうか。○田中啓一君 私から……。大体予算は法律案と併行審議でやるわけでございます。予算案は、まだ未成立の法案でも予定したものは、この件だけでなくてほかのものもたくさんございます。○中山壽彦君 私が先刻提案いたしました動議の御採決を願います。○藤原道子君 私は、先ほど来の中山さんの御発言の中に、厚生当局は質疑は済んだものと思う、こういうような重大な発言をしておるのです。私は質疑は保留してある点が多々あるということ、これは、これ又速記録を見て頂ければわかることなんです。私も議員といたしましては、国民に責任を果せるだけの質疑をいたしますことは当然の権利だと思ひます。而も、厚生省の而も関係局長が質疑は済んだものと思う、こういうことはどこを以て言われるのか、こういう点が私の納得の行かない点なんです。（答弁は済んだというののだ）と呼ぶ者あり。答弁は済んだ……。あなたたちは厚生省のことに口出しをしてはいけません。私は委員としての一個の資格を以て申上げておる。質疑はもう済んだ、答弁は済んだと思ふ、質疑はもうすでに終つたものと思ひますといふことを言つた。若しも問

うな心持をあとに残しつつ只今採決をされるとういうようになったそのことを甚だ遺憾に思つて、私は只今のこの法案に賛成することができないという立場をとるものでございます。

○湯山勇君 事ここに至りましてはフエアで参りたいと思ひます。私は本法案に反対をいたします。以上であります。

○委員長(堂森芳夫君) 他に御発言はございせんか。他に御発言もないようでございますが、討論は終結したものと認めて差支へございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。社会保険審査官及び社会保険審査会法案を衆議院送付案の通り可決することに賛成のかたは御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(堂森芳夫君) 多数でございます。よつて本案は衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

○林了君 只今可決されました本法案に対し、別紙附帯決議案を付せられんことの動議を提出いたします。

附帯決議案

社会保険審査会においては、事業主及び被保険者の権利救済の万全を期するため、所謂三者構成の実を著げることができるよう民主的運営を行い、審査能率の向上を図ることを要望する。

以上であります。

○委員長(堂森芳夫君) 林君提出の通

り附帯決議を付することに御賛成のか
たは挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(堂森芳夫君) 多数でござい
ます。林君提出の通り附帯決議を付す
ることに決定いたします。

先ほど可決になりました法案の委員
長が議院に提出する報告書に多数意見
者の署名を付することになつておりま
するから、本案を可とされたかたは順
次御署名を願います。

〔多数意見者署名〕

田中 啓一 劍木 亨弘
高野 一夫 中山 壽彦
西岡 ハル 横山 フク
林 了 中山 福藏
有馬 英二

○委員長(堂森芳夫君) 署名漏れはご
ざいませんか。署名漏れはないと認め
ます。

「なお本会議における委員長の口頭報
告の内容については、委員長に御一任
願いたいと存じますが、御異議ござい
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないと
認めます。

○湯山勇君 私、緊急に質問いたした
いことがありますから、お許し願いた
いと思います。なおその質問に当りま
しては、参考人として事務次官をお呼
び願いたいと思います。なお政務次官
も御出席願います。

○委員長(堂森芳夫君) 今連絡いたし
ます。本会議が開かれましたので、暫
次休憩いたします。

午後零時三十八分休憩

〔休憩後開会に至りなかつた。〕

昭和二十八年十月一日印刷

昭和二十八年十月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局